

都道府県公害審査会の動き

(平成31年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
栃木県 平成30年(調)第3号事件	飲食店からの騒音等被害防止請求事件	H31.3.26
埼玉県 平成31年(調)第1号事件	介護老人施設からの悪臭・騒音被害防止請求事件	H31.1.18
静岡県 平成31年(調)第1号事件	自動車製造工場からの騒音被害防止及び損害賠償請求事件	H31.1.30
愛知県 平成31年(調)第1号事件	食肉加工組合からの騒音・悪臭被害防止請求事件	H31.3.8
京都府 平成31年(調)第1号事件	防霜ファン稼働請求事件	H31.3.4
奈良県 平成31年(調)第1号事件	火葬場建設に伴う土壌汚染のおそれ公害対策等請求事件	H31.2.1
和歌山県 平成31年(調)第1号事件	ガソリンスタンドからの土壌汚染等被害防止請求事件	H31.1.29
広島県 平成31年(調)第1号事件	飲食店からの悪臭被害防止請求事件	H31.3.26

2 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
北海道 平成30年(調)第1号事件 [空調等設備からの低周波音被害防止請求事件]	北海道 住民2人	北海道 住民2人	平成30年3月1日受付 申請人は、被申請人の住宅に設置された空調等の設備からの低周波音により、健康被害を受けた。よって、被申請人は、所有建物からの騒音発生を防止する措置を講ずること。	平成31年3月26日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>福島県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[マンション受水槽設備からの騒音被害防止請求事件]</p>	<p>福島県 住民1人</p>	<p>マンション 管理組合 不動産会社</p>	<p>平成30年9月25日受付</p> <p>被申請人所有または管理するマンション受水槽から発生する音が、早朝・夜間及び土日を問わず鳴り響くため、申請人は睡眠不足や耳鳴り等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、受水槽設備を修繕するなどして、被申請人の受水槽からの騒音を低減すること。</p>	<p>平成31年1月29日 調停成立</p> <p>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
<p>千葉県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[近隣住宅騒音被害防止等請求事件]</p>	<p>千葉県 住民2人</p>	<p>千葉県 住民1人</p>	<p>平成30年3月20日受付</p> <p>被申請人が設置した集中型換気扇及びヒートポンプから発生する騒音により精神的肉体的被害を受けている。よって、被申請人は、①集中型換気扇について、市の要綱の基準を満たすよう改良すること、②ヒートポンプを道路側に移設させること、③騒音ストレスに伴って発症し、現在加療中の「円形脱毛症」の治療費を支払うこと。</p>	<p>平成31年3月15日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
千葉県 平成30年(調) 第2号事件 [非鉄金属製造工場からの騒音・振動被害防止請求事件]	千葉県 住民1人	非鉄金属製造会社	平成30年4月23日受付 申請人は、約7年にわたって被申請人事業所の水汲み上げ機からの騒音被害を受けており、被申請人とは話し合いを行ってきたが、対応が不十分で進展がなく、また、健康被害が生じている。よって、被申請人は、①申請人に健康被害をもたらす水汲み上げ機からの騒音、振動に対し、防音対策として遮音壁及び防音パネルを設置すること、②遮音壁、防音パネルを設置できないのであれば、午後8時以降午前8時までの間、水汲み上げ機の稼働を停止すること、③水汲み上げ機の消音機から発生する騒音(シャー音)について、騒音が飛散しないよう消音機の排気の向きを調整すること、④汲み上げ機横のポンプ室から発生する騒音(カラカラ音)について、音が消えるよう定期的に整備すること。	平成31年3月18日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成26年(調) 第2号事件 [結婚式場からの騒音被害防止請求事件]	東京都 住民1人	結婚式場運営会社	平成26年4月2日受付 被申請人の結婚式場から発生する騒音のため、動悸、耳鳴り、めまい、睡眠不足等の被害を受けている、また、被申請人結婚式場が開催する多くのイベントは土日に行われているが、平日23時以降でも客が騒いで眠れず、仕事に差し支える。よって、被申請人は、①防音対策を行い、騒音を低減させること、②夜間の工事は行わないこと、③夜間の照明を消すこと、④イベントが終了次第、速やかに客を帰らせること。	平成31年3月4日 調停成立 調停委員会は、16回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>東京都 平成30年(調) 第2号事件</p> <p>[JR線鉄道騒音 防止請求事件]</p>	<p>東京都 住民1人</p>	<p>鉄道会社</p>	<p>平成30年6月29日受付</p> <p>申請人は、ア 騒音のため、 会話ができない時がある、 いらだち、不安感、睡眠不 足などの影響を受けてい る。イ 申請人所有建物は 外国人用高級賃貸マンショ ンとして稼働しており、第 2種住居専用地域に建てら れた建物にもかかわらず、 騒音がひどく、申請人自身 で二重窓等の対策を行って も、更に賃借人から騒音対 策をして欲しい等のクレーム があり、申請人側ではもう 方法がない。ウ 賃借人 募集にあたり、客が内見の 際に、騒音の激しい車両が 通ると騒音にあきられ、 契約成立に至らない。よっ て、ア 被申請人は、第2 項、第3項周辺地域につき 回折音に対しても効果のある 防音壁を設置するなどして、 騒音・振動を低減すること。 イ 被申請人は、防 音壁を設置しない場合、ま たは防音壁を設置しても騒 音の最大値が75dBを下回ら ない場合、A駅から申請人 宅前までと申請人宅から南 側300mの区間について、走 行速度を時速30km以下と すること。</p>	<p>平成31年1月21日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、2回の調 停期日の開催等手続を進 めたが、合意が成立する 見込みがないと判断し、 調停を打ち切り、本件は 終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
神奈川県 平成30年(調) 第1号事件 [家庭用ヒートポンプ給湯器等からの低周波音被害防止請求事件]	神奈川県 住民2人	神奈川県 住民1人 住宅販売会社	平成30年3月15日受付 申請人らは、低周波音のために頭痛、動悸、吐き気、不眠等の被害を受けている。よって、被申請人Aは、①家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプ及びタンクを申請人宅側から反対側に移設又は電気温水器に交換すること、②24時間換気の室外機を申請人宅側から反対側に移設すること。被申請人B社は、③家庭用ヒートポンプ給湯機のヒートポンプ及びタンクの申請人宅側から反対側への移設又は電気温水器への交換に係る費用を負担すること、④24時間換気の室外機の申請人宅側から反対側への移設に係る費用を負担すること。	平成31年3月14日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
静岡県 平成29年(調) 第1号事件 [家庭用ヒートポンプ給湯機からの騒音・振動被害防止請求事件]	静岡県 住民1人	静岡県 住民1人	平成29年6月22日受付 被申請人は家庭用ヒートポンプ給湯機を設置しており、申請人はそこから発生する騒音・振動を自宅全体で強く感じ、苦痛を受けており、また、申請人は眠れないため、病院で睡眠薬を処方してもらい、服用している。よって、被申請人は、設置している家庭用ヒートポンプ給湯機(ファンがついている湯をためるタンク、その他一式)からの騒音・振動をなくすよう対策を講じること。	平成31年2月20日 調停打ち切り 調停委員会は、調停期日の開催等手続を進めたが、申請人死亡により、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
<p>京都府 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[事務所兼資材置場からの騒音被害防止請求事件]</p>	<p>京都府 住民1人</p>	<p>運送会社</p>	<p>平成30年5月21日受付</p> <p>申請人は、平成6年7月から現住所に居住している。被申請人は運送業を営む株式会社で、平成12年頃から申請人宅の隣地（平成12年頃以前は被申請人の駐車場）に、建築用敷き鉄板、足場資材を保管する事務所兼資材置場を建設し、以来現在に至るまで操業している。被申請人は事務所兼資材置場を建設以来、資材置場内での敷き鉄板や積荷をトラックに積み込む際のエンジン式フォークリフトや金属研磨機、トラックエンジン、工具を落とす金属音等の騒音、振動を発生させている。申請人は、被申請人が発生させた騒音、特に申請人宅に近い場所でのフォークリフト作業音や週数回行われる敷き鉄板の研磨作業音が原因で、朝8時～19時までの間、家にいられない時間が多い、家に振動によるヒビ割れ、窓を開けられない、鬱の症状、夜勤などの仕事が出来ない、不快感、圧迫感、神経過敏、集中力、思考力の低下、体調不良、慢性疲労などの精神的、肉体的苦痛を受けている。よって、①被申請人は、申請人住居に及ぼす騒音を低減するよう、資材置場の移動、作業時間の短縮や防音壁の設置といった対策を可能な範囲で実施すること。②被申請人は①の対策を実施しない場合、申請人に対し、申請人宅に二重サッシを設置する費用を支払う事。</p>	<p>平成31年2月18日 調停成立</p> <p>調停委員会は、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
大阪府 平成30年(調) 第6号事件 [鉄工所騒音等被害防止請求事件]	大阪府 住民1人	鉄工所	平成30年6月25日受付 被申請人が平成12年頃に鉄工所を設置して以来、被申請人鉄工所から発生する騒音により体の不調や突発性難聴等の被害が生じている。申請人は被申請鉄工所に苦情を申し入れたところ、被申請人鉄工所は一定の対策を行ったが、騒音による被害が続いているため、本件調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は騒音について防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。(2)被申請人は作業時間を午前9時から午後5時までとしなければならない。(3)これらの措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。	平成31年3月14日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成31年1月1日から同年3月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第97号 令和元年5月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel : 03-3581-9601 (内線 2315)
03-3503-8591 (直通)
Fax : 03-3581-9488
E-mail : kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。